

北海道の住宅形式の変遷過程について（梗概）

駒木 定正

——炭鉱住宅（明治開拓期～昭和20年代）の分析による一考察——

1. 研究概要

1-1. 研究目的

明治政府は、1869年（明治2年）開拓使を設置し北海道開拓に本格的に乗り出したが、その一つの柱には石炭採掘があった。ライマン（Benjamin Smith Lyman）をはじめとするお雇い外国人技術者をアメリカより招集し、本格的な地質・鉱物調査を行い、炭鉱の官営化を計った。1879年（明治12年）開拓使は幌内炭鉱を開坑し、1882年（同15年）には空知集治監に移管、のち1889年（同22年）には官営から民営（北海道炭礦鉄道会社）へと引き継いだ。それ以降、道内各地に炭鉱が開かれ、わが国有数の石炭採掘地が形成されていった。このように開発された北海道の炭鉱は、今日までおよそ100年の歴史を刻んできた。

しかし、周知のごとく、産業構造の変化にともない相次いで閉山の状況となっている。最近の主な閉山には、北炭夕張新鉱（1982年（昭和57年））・三井石炭鉱業砂川鉱業所（1987年（同62年））・北炭幌内炭鉱（1989年（平成1年））・三菱大夕張炭鉱（1990年（平成2年））などがあり、とくに大手炭鉱の閉山が続いている。これらのことより、開拓以来100年の歴史をもつ炭鉱施設の取り壊しや資料の散逸が著しい。

炭鉱住宅の歴史は、明治開拓期から現代に及ぶものであり、それは、北海道の企業社宅史の代表といえるばかりか、北海道住宅史の一端を現すものと認識する。また、北海道の炭鉱住宅、さらに炭鉱都市の形成過程が、九州など他の地域と極めて異なる点は、開墾から始められたことにある。

そこで、本研究は、北海道の炭鉱における住宅を中心とする建築関係資料の収集、現況実態調査および主要建築の実測調査を行うこととした。これらの分析により北海道の炭鉱住宅の変遷過程について明らかにしようとするものである。その時代範囲は、自然を開墾した明治開拓期から戦後の昭和20年代最盛期までとした。

1-2. 研究内容とその方法

本研究調査の主要対象とするのは、北海道炭礦汽船株式会社（1889年（明治22年）創業時は、北海道炭礦鉄道

会社の呼称。同社は通称「北炭。」）による社宅である。それは同社が明治期より今日まで操業し、常に北海道の主要炭鉱会社として位置づけられることによる。

一方、北炭との比較の意味において、三井石炭鉱業株式会社砂川鉱業所（1914年（大正3年）採炭開始、1987年（昭和62年）閉山。空知郡砂川町。本稿では「砂川鉱」と略称。）を取り上げる。三井をはじめ、三菱・住友の中央財閥資本は明治末から大正時代にかけて北海道の石炭採掘に進出したが、これら財閥炭鉱の代表事例として三井砂川鉱を研究対象とするものである。

以上より本研究の内容は次の3点に主眼を置いた。

- ①北海道の炭鉱住宅に関する資料収集
- ②遺構の現況調査および実測調査
- ③炭鉱住宅の変遷過程の分析

北炭についての研究方針は、次のように計画した。

- ①資料収集：会社創設からの北海道支店資料を現在所蔵する北海道開拓記念館より閲覧および収集する。夕張石炭博物館所蔵の北炭夕張炭鉱関係資料の収集。
- ②現地調査：夕張市鹿ノ谷地区の旧北炭幹部職員社宅および鹿ノ谷倶楽部の遺構調査。
- ③変遷過程：会社創設期の幌内炭鉱が、官営炭鉱から払い下げられた状況とその住宅について。払下げ以降、会社による鉱夫社宅の建設と変遷について。1913年（大正2年）北海道支店移設にともない幹部職員社宅を形成した鹿ノ谷地区の概要とその建築的特徴について。

三井砂川鉱については、次のように計画した。

- ①資料収集：三井鉱山(株)所蔵の「五十年史稿」関係資料の閲覧・収集および(株)三井文庫所蔵の鉱山関係資料の収集。
- ②主要職員社宅と鉱夫社宅の現況遺構調査。記録写真撮影および代表社宅の実測調査。
- ③1914年（大正3年）開鉱から戦後までの炭鉱住宅について社史資料と現況とを比較検討し、同住宅の時代的変遷のまとめ。

なお、「鉱夫（坑夫）」「鉱員」の呼称は、北炭の下記用例に従った。同社は、創業時から坑内夫と坑外夫を指して「鉱夫（坑夫）」、1944年（昭和19年）鉱士制度の制定

から「鉱員」としている。一般に、戦後は「鉱員」に統一した。

1-3. 研究の構成

本研究の構成は、次のとおりである。

- ①「幌内炭山建物登記書類」について
- ②北炭における鉱夫社宅の変遷について
- ③三井砂川鉱における鉱夫社宅の変遷について
- ④北炭夕張炭・鹿ノ谷地区職員社宅について

北炭の創業時の住宅状況について、官営幌内炭鉱の払下げ(明治22年)にともなう一連の登記書類から、「官舎」「坑夫長家」「職工長家」さらに「獄舎」などを明らかにすることができた。従来、初期の炭鉱住宅は、棟割長屋に代表される、と考えられてきたが、多様な住宅形式のあったことが、本研究を通し判明した。一方、北炭の炭鉱住宅の変遷を調査することによって、棟割長屋は、同社が鉱夫(坑夫)社宅として積極的に建築したものであることも明らかとなった。

また、炭鉱住宅の変遷は戦時体制と密接に関係していた。すなわち、戦争を契機とし居住空間の質的向上をみたのである。しかし、それは炭鉱会社独自のものではなく、あくまで政府の炭鉱政策による鉱夫(員)募集と緊密に関係し、発展したといえる。

北炭の夕張鹿ノ谷地区の職員社宅は、職制により社宅規模に格差をつけ、「第一号」社宅を最高の基準と定め、順次社宅規模を縮小するものとしていた。幹部職員はその性格から一定数に限られ、社宅も建替の少ないものであり、その変遷は鉱夫社宅のように大きな変化はみられない。この職員社宅は、炭鉱住宅に、西洋間を設けた初期のものであった。

2. 「幌内炭山建物登記書類」について

2-1. 官営払下げと登記

幌内炭山は、開拓使によって開坑(1879年(明治12年))、所管を空知集治監に移管(1882年(同15年))のち、北海道庁設置(1886年(同19年))にともない「農場払下及貸下之儀伺」により民間への払下げが行われた。払下げを受けるかたちで、北海道炭礦鉄道会社(現・北海道炭礦汽船株式会社)が設立(1889年(同22年))され、空知監獄署(前・空知集治監)所管の幌内炭鉱と幌内鉄道を引き継いだ。

この時作成の、「幌内炭山建物登記書類」(現在、北海道開拓記念館所蔵)綴りには、「幌内炭山建物払下登記請求書〇」が収録される。これは、払下げ時に、北海道庁から北炭へ提出の「払下命令書」にある「抵当物件中明治十九年法律第一号ニ拠リ登記ヲ要スルモノハ其手續ヲ履行スヘシ」の、条文に基づいたものと推察できる。

この綴りは、払下げ時から1897年(明治30年)まで8

年間の建物登記関係書類を収録するものであり、北炭の幌内炭鉱経営初期の建築の状況を知ることができる。書類の構成は、登記請求書と同図面からなっている。

2-2. 払下げ建物と住まい

「幌内炭山建物払下登記請求書〇」には、95棟を掲載し、住所はすべて石狩国空知郡幌内村官地と記入するほか、建築構造・面積・棟数・払下げ金を記す。また添付の図面は、すべて同紙質で、寸法は35×26cmのサイズであり、図面の右上方に、建物番号・建物名・面積を墨書する。これらの建物を種類ごとに分類すると、住宅関係は27棟であった。

- ・住宅関係(獄舎・合宿を含む) ; 27棟
- ・生活サービス関係 ; 12棟
- ・交番所(高見張所を含む) ; 11棟
- ・庁舎および事務所関係 ; 5棟
- ・工場および設備置場 ; 14棟
- ・倉庫および収納関係 ; 12棟
- ・火薬庫 ; 6棟
- ・石炭庫 ; 5棟
- ・その他 ; 3棟

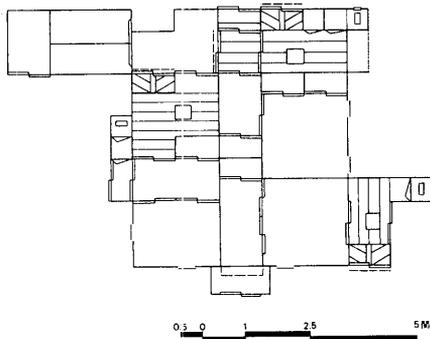
住宅関係の施設の内訳は、官舎13棟・坑夫長家5棟・職工長家4棟・合宿2棟・吏員合宿1棟・獄舎2棟である。

官舎は、官営期を反映するもので、規模・平面ともに多様な形態である。坑夫長家と職工長家は、規模・平面・設備ともに、官舎より低水準であった。獄舎は、幌内炭鉱独特のものであり、囚人労働の形態を表す。

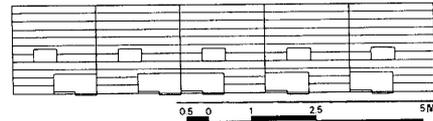
官舎・坑夫長家・職工長家は、すべて棟続きの住宅形式である。官舎は、これらのなかでも建築内容が整い、複数の居室・畳(もしくは、薄べり)敷の居室・押入付き(確認できるもの9例)、縁側付き(4例)があり、すべてのものに内便所を備えた。坑夫長家の平面は、すべて板敷の一間取り形式で、0.5坪から1坪の玄関(踏込み)と炉を設けるだけの簡単なものである。職工長家は、3例が板敷一間取り形式で、坑夫長家と同様に0.5坪から1坪の玄関(踏込み)と炉を備えた。また、坑夫長家の1棟は、二間取りで、板敷のほかに押入をもつ居室がある。

合宿は、吏員合宿を含め、すべて前面と背面に3尺幅の通路をもつ。各居室は、通路に挟まれたかたちで、並列配置とする。便所は、背面の通路に、1居室に1カ所の割合で設ける。

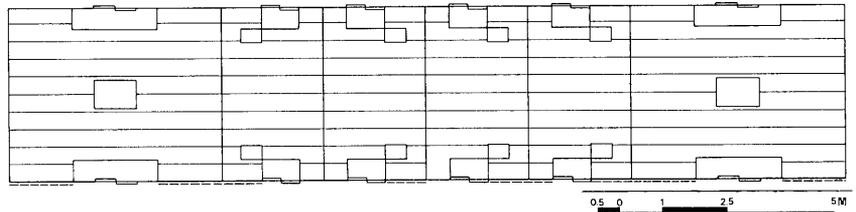
獄舎は、採炭を囚人労働に依存したことを表す住居形態であり全国的にみても特異なものである。その平面は中央に幅9尺の通路を設け、両側に舎房を配置する。2棟のうち、「七拾五号」の舎房は8室と10室に区画し、「六拾三号」は1室の「雑居房」とみられるものである。幌内炭鉱の採炭労働は、官営以来囚人に依存し、北炭へ払



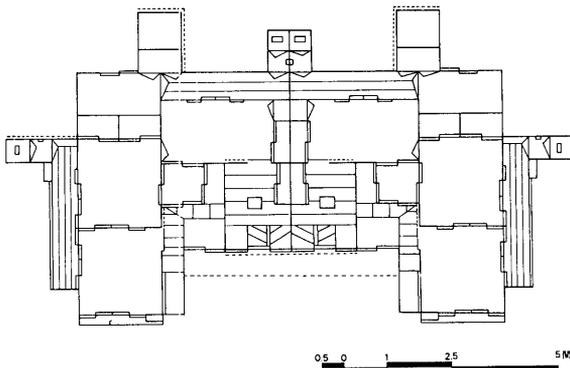
図一 拾五号 三戸続官舎



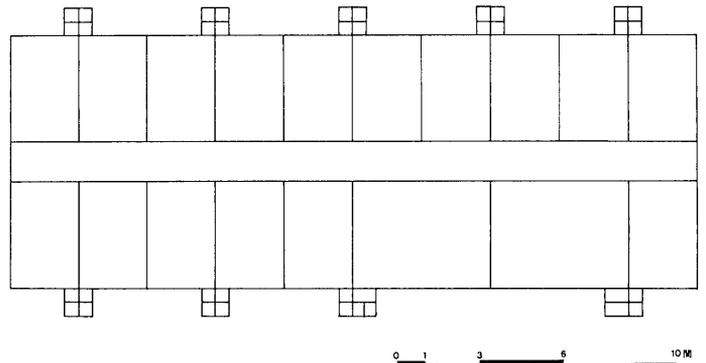
図一 3 貳拾号 五戸続坑夫長家



図一 4 貳拾五号 拾戸続坑夫長家



図一 2 拾九号 貳戸続官舎



図一 5 七拾五号 獄舎

表一 「幌内炭山建物払下登記請求書〇」の住居関係一覧

番号	建物名称	構造	面積	払下金
拾五号	三戸続官舎	木造平屋三戸建証葺	三拾八坪七合五勺	百貳拾九円八拾老銭三厘
拾六号	貳戸続官舎	木造平屋貳戸建証葺	貳拾七坪七合五勺	九拾貳円九拾六銭三厘
拾七号	三戸続官舎	木造平屋三戸建証葺	四拾八坪七合五勺	百六拾三円三拾老銭三厘
拾八号	貳戸続官舎	木造平屋貳戸建証葺	貳拾七坪五合	九拾貳円貳拾銭五厘
拾九号	貳戸続官舎	木造平家貳戸建証葺	六拾壹坪六合九勺四才	貳百〇六円六拾七銭五厘
貳拾号	五戸続坑夫長家	木造平家五戸建証葺	貳拾坪	貳拾六円
貳拾壹号	拾戸続坑夫長家	木造平家拾戸建証葺	四拾坪	五拾貳円
貳拾貳号	三戸続坑夫長家	木造平家三戸建証葺	三拾坪	三拾九円
貳拾参号	拾戸続坑夫長家	木造平家拾戸建証葺	八拾坪	百〇四円
三拾三号	職工長家	木造平家建証葺	貳拾四坪	三拾老円貳拾銭
三拾九号	四戸続官舎	木造平家四戸建証葺	六拾六坪	貳百貳拾老円拾銭
四拾老号	貳戸続官舎	木造平家貳戸建証葺	三拾三坪	百拾五円五拾五銭
四拾四号	五戸続職工長家	木造平家五戸建証葺	四拾貳坪五合	百四拾貳円三拾七銭五厘
四拾五号	五戸続職工長家	木造平家五戸建証葺	三拾坪	三拾九円
四拾六号	六戸続坑夫長家	木造平家六戸建証葺	三拾坪	三拾九円
四拾八号	三戸続職工長家	木造平家三戸建証葺	八拾四坪	百〇九円貳拾銭
四拾九号	三戸続官舎	木造平家三戸建証葺	三拾坪	三拾九円
五拾号	貳戸続官舎	木造平家貳戸建証葺	貳拾四坪貳合五勺	八拾老円貳拾三銭八厘
六拾三号	獄舎	木造平家建証葺	三拾貳坪五合	百〇八円八拾七銭五厘
六拾四号	獄舎	木造平家建証葺	貳百拾七坪	七百貳拾六円九拾五銭
六拾五号	五戸続官舎	木造平家五戸建証葺	八拾三坪五合	貳百七拾九円七拾貳銭五厘
六拾六号	五戸続官舎	木造平家五戸建証葺	六拾七坪貳合五勺	貳百貳拾五円貳拾八銭八厘
七拾号	吏員合宿	木造平家建証葺	百坪	貳百三拾老円拾五銭
七拾壹号	四戸続官舎	木造平家四戸建証葺	五拾六坪	三百三拾五円
七拾五号	獄舎	木造平家建証葺	貳百四拾七坪五合	八百八拾七円六拾銭
七拾七号	合宿	木造平家建証葺	三拾七坪五合	八百貳拾九円拾貳銭五厘
				百貳拾五円六拾貳銭五厘

共通事項：(住所) 石狩国空知郡幌内村官地 (棟数) 一棟 (払下) 付属建具共

下げ後もこれを引き継いだ。北炭は彼ら「囚人鉱」を幌内炭鉱の主力鉱夫とし、夕張と空知両炭鉱の一般鉱夫である「良民鉱」と分けて使役した。幌内の、囚人使役は1894年（明治27年）に廃止されたが、それは囚人による炭鉱労働の禁止に従ったものであった。

なお、建物平面図において、間仕切の壁・開口部の種類などに区別のつきにくいものがあり、床仕上げや居室以外の諸室の用途などについても不明な部分があった。平面図の表現方法を検討し、居室のうち、床仕上げは、板目地のあるものを「板敷」、目地のないものを「畳敷または薄べり敷」とした。また、収納については、奥行3尺程度のものを「押入」と判断した。

3. 北炭における鉱夫社宅の変遷について

3-1. 鉱夫社宅の変遷と区分

北炭の鉱夫社宅の変遷過程を明らかにするためその背景にある、石炭業界を取り巻く社会情勢、北炭の会社経営の推移、労務・厚生制度の整備などを考慮し、考察を進めた。『北炭七十年史』によると、同社の創業から昭和20年代までの発展過程は、5期に区分する。本稿では、それに従いながら、鉱夫社宅の変遷について考察したが、実際の社宅の変化は、社史の区分による明治時代の2期（「創業期」と「進展期」）に大きな変化は認められず、これらの区分を一つにまとめ「明治期」とした。

以上より、本稿では、鉱夫社宅の変遷について、次の4期にまとめるものである。

- ①明治期（1889年（明治22年）～1912年（明治45年））
- ②更新期（1913年（大正2年）～1937年（昭和12年））
- ③戦時体制期
（1938年（昭和13年）～1945年（昭和20年））
- ④戦後自立期
（1946年（昭和21年）～1957年（昭和32年））

変遷の概要は、次のとおりである。明治開鉱期の棟割長屋から、大正期の非棟割の間取り、第1次大戦の好況による二間取りへの変化、さらに「鉱業警察規則」の改正で棟割長屋の禁止と改築が行われた。第2次大戦で鉱夫確保の目的もあり、政府からの融資による社宅建設へと変化する。この融資による社宅建設は、敗戦後なお一層の進展をする。すなわち、「炭鉱労務者住宅建設用資材確保要領」と「臨時炭鉱労務者住宅等建設規則」、さらに「住宅金融公庫法」「産業労働者住宅資金融通法」「厚生年金還元融資」等の各種融資金を受け、国政と密接な関係を保ちながら変遷を続けたことが明らかとなった。

3-2. 明治期

北炭の創業は、1889年（明治22年）官営幌内炭鉱の払下げによって始まるが、この時、鉱夫の住宅は官営時のものをそのまま引き継いだ。のち、1891年（明治24年）

と92年（同25年）に、それぞれ空知炭鉱と夕張炭鉱で採炭を開始した。これらは開坑のはじめから北炭の手によるものであり、鉱夫社宅も同社が計画・建築した。

〈棟割長屋〉

棟割長屋は、創業の明治20年代から建築し、鉱夫の住宅の典型となり、昭和初期まで存続した。1棟20戸を主とする、一間取りの形式である。しかし、この棟割長屋は、官営幌内炭鉱から北炭へ払下げになった時には鉱（坑）夫の住宅の一部の形態でしかなかった。棟割長屋が急増するのは、北炭に移行してからのことであり、同社の住宅施策方針に基づいた、代表的な社宅形式といえる。

棟割長屋は、住宅としては極めて粗末な構造であり、基礎に地杭丸太を用い、壁は羽目板を一重とし、屋根は^{まさかき}葺葺であった。住戸の間仕切壁は高さ6尺程度の一重の板^{むしろ}板^{むしろ}であり、天井は設けず、床は蓆の上に薄べりを敷いていた。居室は、6畳または8畳一間で押入を設けず、窓は武者窓もしくは油紙を貼る、簡単な仕様であった。居室中央には炉を切っていたが、冬季以外炊事の煮炊きは穴を開けた缶で行っていた。便所と給水は共同であり、屋外に設けた。内便所の普及と、上水道の浄化装置設置は、戦後になってからである。

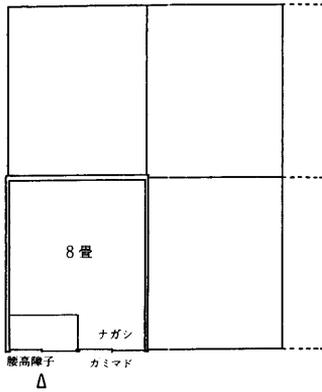
棟割長屋は、1930年（昭和5年）「鉱業警察規則」の改正により禁止となるが、北炭では、1935年（昭和10年）であっても377戸あった（『北炭五十年史稿本』（1938年））。九州の筑豊炭鉱にも、明治中期および後期に棟割長屋が存在していたことを知る（花村正義「炭鉱住宅の変遷過程について」（1975年））が、その数は少なかった。これらのことから、棟割長屋は北炭における鉱夫社宅の原形といえるものであり、北海道の初期炭鉱住宅の代名詞ともなっている。

3-3. 社業更新期

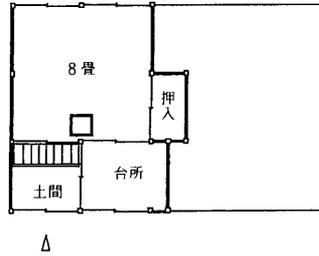
大正時代に入ると、徐々に鉱夫社宅の改善に着手する。この改善は全体の社宅数からみると、まだ一部に過ぎないが、明治期の棟割長屋の間取りを改めようとする機運がうかがえる時期である。

社宅改善の背景には、1913年（大正2年）北炭は三井財閥の資本下に入り、負債整理と増資による資金の充実が行われ、社業の更新と炭山設備の改善をもたらした。一方、1914年（大正3年）の第1次世界大戦の勃発による石炭産業の好景気も、福利施設の整備に影響した。

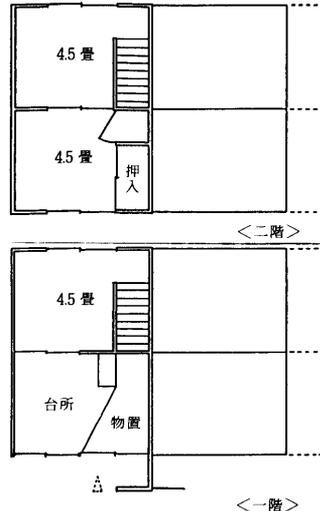
大正初期には、一間取り（1棟10戸。8畳一間）の社宅が建築され、押入・縁側・物置を備えるものもあった。1914年（大正3年）以後、二間取りが空知鉱と幾春別鉱・登川鉱で建築され、さらに新しい試みとして、1919年（大正8年）北炭社内より社宅の懸賞募集を行い、6畳二間



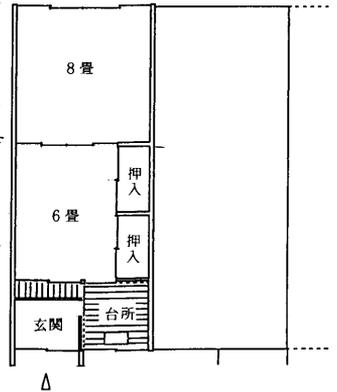
図一六 棟割長屋



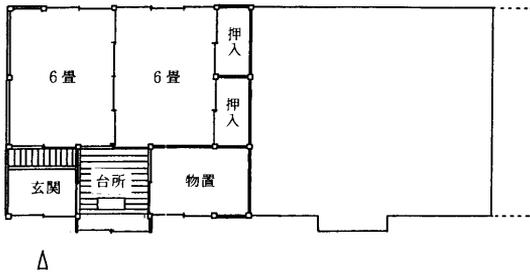
図一七 非棟割一間取り



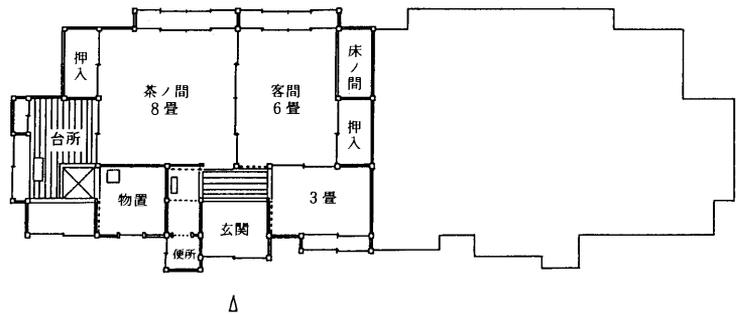
図一八 三間取り



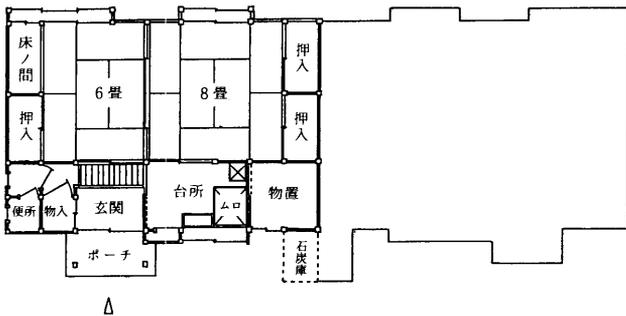
図一九 改造型社宅



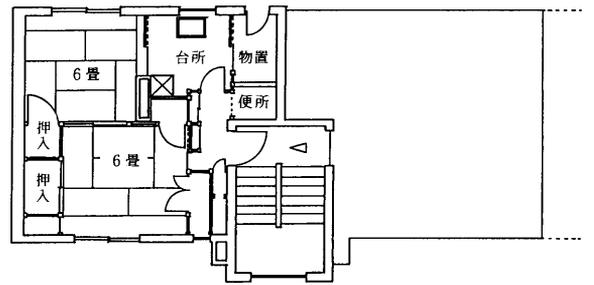
図一〇 腰折屋根平家建住宅



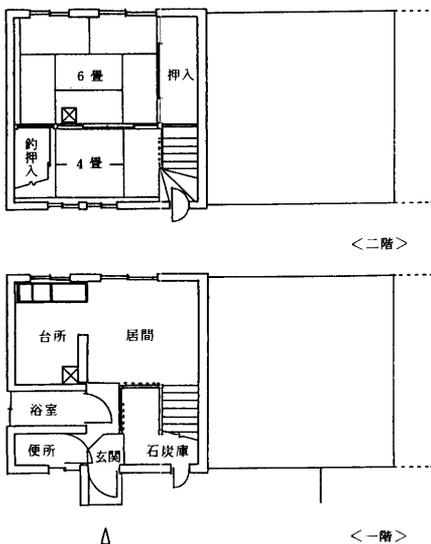
図一一 特選労務者住宅



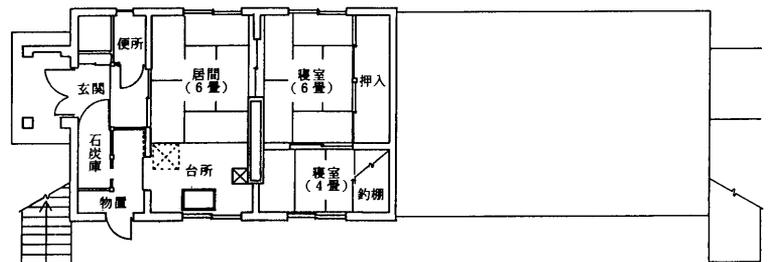
図一二 炭住



図一三 住宅金融公庫融資住宅



図一四 産業労働者住宅金融通法住宅



図一五 厚生年金還元融資住宅



取りの改良型住宅を各鉱に普及させている。この時、職員社宅においても職制によって甲・乙・丙・丁の標準型の制定を行っている。

なお、従来の棟割長屋を改築し、2戸を1戸分に広げ、二間取りにするものが出現する。また、三間取りの鉱夫社宅を1921年（大正10年）に建設したが、これは北炭初の2階建でもあった。

このように、大正期に入るとしだいに複数の居室をもつ鉱夫社宅が出現し、明治期の棟割長屋の一間取りから一転する。しかし、これらは、全体の居住環境の改善には至らず、根本的な住宅改良が必要となった。

そこで、1925年（大正14年）北炭は、全鉱の社宅調査を実施する。それは、社宅の状況を5種に等級分類するものであり、第一種から三種は良好なものと判断し、第四種と五種は棟割長屋を主体にするものであった。その分類内容は次のとおりである。

第一種 二階建社宅

第二種 台所の外（ほか）に二室以上を有する非棟割平家建

第三種 台所の外（ほか）に一室を有する非棟割平家建

第四種 棟割社宅を改造したるもの又は之と同一程度と認むべきもの

第五種 棟割社宅

以上の調査結果は、『北炭五十年史稿本』より、1937年（昭和12年）まで明らかになる。1926年（昭和1年）の例では、棟割社宅は全住戸の約4割を占め、そのうち1棟20戸建が2,620戸にも及んでいる。また、非棟割平家建のほとんどは、1棟10戸建である。さらに、1戸当りの畳数は8.4であり、二間取りの普及には至っていないことが判明する。

この結果について、『同稿本』は、「当面の住宅問題を根本的に解決し以て労働者をして文化的生活を営ましめ、延ては労働問題の緩和、労働移動防止の一助たらしむべく所謂改良住宅建設の立案を見るに至る」と、結ぶ。

三井砂川鉱をはじめ大正期より北海道に進出した財閥系炭鉱は、鉱夫用社宅といえども棟割長屋を採用せず、北炭はこの時期になって、棟割長屋に代表される鉱夫社宅の根本的改善を迫られたのである。

〈非棟割一間取り〉

この住宅は、1棟10戸・8畳一間取りで、外壁は建築紙を挟む二重の羽目板もしくは土壁であった。居室に天井を張るものも建てられたが、天井のある社宅は全体からみると極めて少ないものであった。

また、この大正期には、いくつか建築材料の工夫が施されている。登川鉱に建設された「鉄網コンクリート」と呼ぶものは、外壁にモルタルを塗ったものと推測できる。さらに、1916年（大正5年）10月には「鉄筋コンクリート造」を併用した10戸建社宅を建設する。しかし、

窓が小さかったことと虫が発生するなど衛生面で支障をきたし、不評であったことから間も無く取り壊した（『七十年史稿本』）。いずれにしろ、鉱夫社宅に何らかの建築的工夫を施した初期の例といえる。

3-4. 戦時体制期

1937年（昭和12年）日華事変の勃発により戦時体制に入り、政府は石炭の増産および急速な輸送体制づくりを行った。炭鉱労働者充足のため、彼らの住宅建設を奨励する応急措置として、1939年（昭和14年）11月労働者住宅供給計画を発表し、必要資材と資金調達の援助を掲げた。「木造建物建築統制規則第一条第二項により許可を要せざる建物の種類」として「採炭業の事業の用に供する作業場、事務所、労働者住宅（共同住宅）及其の附属建物」を挙げた。さらに、翌年厚生省に住宅対策委員会を設置し、炭鉱労働者の住宅用資材の確保を目的として「労働者住宅建設資金」融資を設けた。

また、1942年（昭和17年）特選労働者制に関する規程を定め、優秀鉱夫を優遇する措置をとった。その一環として上級社宅の貸与が行われ、北炭はこれに対応し翌年「特選労働者住宅」を建設する。

〈腰折屋根平家建住宅〉

北炭は「労働者住宅建設資金」融資により、1938年（昭和13年）より41年（同16年）まで「腰折屋根平家建住宅」を標準社宅と定め、各鉱に1,168棟5,120戸を建設した。この建築形式は、1棟4戸または6戸建とし、1戸当りの面積は12.5坪であった。居室は、6畳二間取りであり、2間の押入と物置を設け、居間には二重建具の出窓を設置し、寒地住宅としての工夫をこらした。

この融資制度により、各炭鉱は同規模（二間取り）の社宅を大量に建設した。三井砂川鉱は、「中二階建社宅」、三菱美唄鉱では、「八・六長屋」を建設する。

これら「労働者住宅建設資金」による各炭鉱の鉱夫社宅は、第2次世界大戦前の代表社宅となる。開鉱当初の社宅は各炭鉱で任意に建てたが、戦時体制では政府の融資によって各鉱とも一定規模の社宅を建設したことを知る。また、それは鉱夫の募集や流出を防ぐ意味からも必要なことであった。

3-5. 戦後自立期

戦後の昭和20年代の炭鉱住宅は、政府からの融資によって建築する。敗戦後、直ちに行った石炭産業の「傾斜生産方式」は、住宅建設資金を復興金融金庫から融資し、建築資材も「臨時炭鉱労働者住宅等建設規則」で優先的に確保した。この資金は、1947年（昭和22年）1月から昭和23年度下期（1949年（昭和24年）3月）まで続き、同金庫の廃止後は、1950年（昭和25年）制定の住宅

金融公庫法により、炭鉱労働者の住宅を建設した。この資金の融資対象は地方公共団体であり、北炭は夕張市と提携し従業員の社宅建設に充てた。また、1953年（昭和28年）には産業労働者住宅資金融通法が施行され、従業員社宅建設に融資する。なお、この融資は直接各事業所へ与えるものであり、北炭は直接住宅建設に用いることができた。さらに、1954年（昭和29年）に厚生年金還元融資制度の制定をみるが、住宅金融公庫と同じく地方自治体へ融資するものであった。北炭は夕張・三笠・歌志内の各市と提携し、鉱員社宅の建設に活用した。

北炭は、1951年（昭和26年）と54年（同29年）に各鉱一斉に住宅実態調査を行い、各鉱の社宅の腐朽状況をまとめ、社宅の新築・改築の指針とした。その調査基準と結果は、以下のとおりである。

- A級 そのままでは修理の価値なく、取壊し、建替を要し、耐用命数一・二年程度のもの。
- B級 老朽ではあるが土台替、柱根継ぎなどの修理で、五年から十年程度の命数となるもの。
- C級 全体として割合に堅牢であるが、部分的な土台替などで十年以上耐用し得るもの。
- D級 建物良好で、今後十五年以上耐用し得るもの。

表一 昭和26年度鉱員住宅腐朽調査表
（『北炭七十年史・土木編（第一次稿本）』より）

（戸）	A	B	C	D	合計
夕張鉱業所	656	874	2,921	1,775	6,226
平和鉱業所	43	91	1,873	596	2,603
幌内鉱業所	193	445	3,199	1,341	5,178
空知鉱業所	19	138	2,062	1,064	3,283
合計	911	1,548	10,055	4,776	17,290

〈炭住〉

復興金融公庫の融資による炭鉱住宅であり、制度面では、「臨時炭鉱労働者住宅等建設規則」に基づいたものである。この制度名から、住宅の名称を一般に「炭住」と呼ぶ。

北炭は、この制度によって32億2千万円の融資を受け、そのうち炭住建設には15億3千万円を投入した。資金と資材の両面から政府の優先的取扱を受け、炭鉱住宅の建設はかつてない規模で行い、1,661棟・3,362戸の社宅を建築したほか、戦時中外国人を強制収容した寄宿舎なども鉱員社宅に改築した。

この社宅の規模は、1棟2戸建であり、1戸当りの面積は13.5坪平均に押えた。そこで、空知鉱と幌内鉱では12坪と15坪の二通りを、夕張鉱と平和鉱は13.5坪のものをそれぞれ建築した。なお、職員社宅も全く同形同大のものを建築し、北炭各鉱に158棟315戸を建てた。

居室は、三間取り（6畳、6畳、3畳）と二間取り（6

畳、8畳）の標準型があり、主な建築仕様は次のとおりであった。居室南側の窓は、出窓とし二重建具（ガラス戸と障子戸）を納め、寒冷地を考慮したものであった。屋根は、鉄板葺に総（集）合煙突を立てた。基礎は、束コンクリートを用いたが、不備な工事が多く10年を経過したころには修理の必要があった（『北炭五十年史稿本』）。

鉱員社宅として画期的なことは、床の間および内便所を設けたことである。これは、すでに1943年（昭和18年）の「特選労働者住宅」で採用したが、一般鉱員社宅の標準仕様として初めてであった。

〈産業労働者住宅資金融通法住宅〉

1953年（昭和28年）制定の産業労働者住宅資金融通法によって、北炭は夕張と幌内に鉱員社宅を建設した。夕張のものは、「四戸二階重ね耐火構造住宅」と呼び、2階建住戸を4戸並べたコンクリートブロック造であった。1戸当り13.5坪の面積をもち、居室は三間取り（1階は1室、2階は2室）であった。幌内では、1953年（昭和28年）に鉄筋コンクリート造の共同住宅1棟（24戸）と2階建コンクリートブロック造住宅2棟（12戸）を建設した。

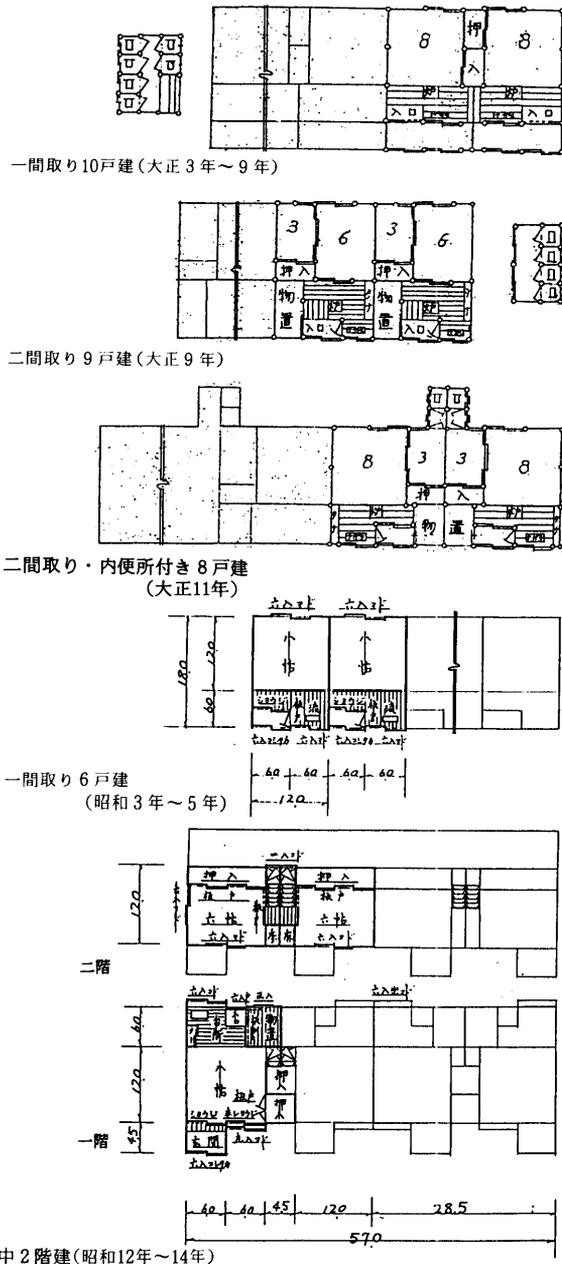
コンクリートブロックによる鉱員社宅の建築はこれが初めてであった。しかし、北炭ではすでに戦前よりコンクリートブロックに着目し、寒冷地の住宅材料としての優位性を試作や実験住宅によって明らかにしている。コンクリートブロックの試作は、夕張で1941年（昭和16年）ころから始めている。それは、石炭殻を骨材に用いたもので、住宅の腰回りや、浴場、倉庫等に使用し、寒冷地仕様に対応する材料であることを確認する。また、1951年（昭和26年）には、建築担当の土木課員みずからの実験住宅で、環境データを収集している。戦後の鉱員社宅は、しだいにコンクリートブロックや鉄筋コンクリート造の耐火構造に移行する。

4. 三井砂川鉱における鉱夫社宅の変遷について

4-1. 鉱夫社宅の変遷と区分

三井資本が本格的に石炭業界へ進出したのは1888年（明治21年）官営三池炭鉱の払下げを受けたことに始まる。さらに、北海道には財閥資本としていち早く進出し、主要鉱区の買収、道内最大手の北炭への経営参加と係属化を行った。

本稿で取り上げる砂川鉱の重要性は、それまで既存鉱区の買収を行っていた三井資本が、北海道において初めて新鉱区の開発から採炭までを手掛けた炭鉱であり、財閥資本による北海道炭鉱住宅の建築実態およびその変遷を知る上で代表事例になることにある。



図一六 三井砂川鉱・鉱夫社宅平面図一覽

鉱夫社宅の変遷とその年代は、次のとおりであった。

- ①開鉱期
 - 〈一間取り (I期)〉
 - 1914年 (大正3年) ~ 1920年 (大正9年)
- ②進展期
 - 〈二間取り〉
 - 1920年 (大正9年) ~ 1927年 (昭和2年)
 - 〈二間取り・内便所付き〉
 - 1922年 (大正11年)
- ③戦時体制期
 - 〈一間取り (II期)〉
 - 1928年 (昭和3年) ~ 1930年 (昭和5年)
 - 〈一間取り (III期)〉

1936年 (昭和11年) ~ 1939年 (昭和14年)

〈中2階建〉

1937年 (昭和12年) ~ 1939年 (昭和14年)

④戦後期

〈RC造アパート〉

1948年 (昭和23年) ~ 1953年 (昭和28年)

鉱夫社宅の変遷は、開鉱期の1棟10戸建「一間取り長屋」から始まり、1920年 (大正9年) には「二間取り」を採用した。しかし、昭和初期の世界的不況の影響により、一時期「一間取り」に逆行したことが明らかになった。1930年代の増産体制期には、戦前の鉱夫社宅を代表する「中2階建」二間取りへの質的發展をみる。さらに、戦後は鉄筋コンクリート造の集合住宅へと進展した。なお、開鉱期の北海道炭鉱住宅は北炭にみられた「棟割長屋」であったが、砂川鉱はこれを採用しなかった。

4-2. 開鉱期と進展期

〈一間取り (I期)〉

砂川鉱開鉱の時、鉱夫社宅として建設したものである。開鉱期の様子は、『砂川礦業所沿革史』により、「大正三年五月現在新発電所付近ニ仮従業員社宅十戸建二棟、同年十一月供給所前ニ従業員社宅十戸建四棟出来タルガ最初ニシテ、其ノ後大正七年ヨリ全九年ニ互リ本町方面社宅ノ大部分及、二坑々務所付近社宅一部建築サレ」と記述する。これら10戸建の鉱夫社宅は、『三井礦山五十年史稿』に収録の「砂川・代表的従業員社宅」平面図から確認することができる。住戸平面は一間取り形式であり、その建築年により次の3種類に分かれる。

- ①1914年 (大正3年) ~ 1920年 (大正9年)
- ②1915年 (大正4年) ~ 1917年 (大正6年)
- ③1917年 (大正6年) ~ 1920年 (大正9年)

これらの違いは、①②が10戸建であるのに対し③が7戸建である以外は、平面の押入と炉の位置が異なる程度で、基本的には玄関・台所・8畳間のプランに変わりはない。この形式は、本町・奥沢町に建てられたものである。

開鉱の1914年 (大正3年) から1920年 (大正9年) までに建設された①の形式を、この代表例として説明する。建築規模は1棟10戸建であり、木造平家、桁葎とし、住戸は一間取りで、1戸当りの面積は8.25坪であった。また、便所は共同 (面積3坪) であり、住宅母屋の妻側に別棟として設けた。住戸の規模は、間口13尺5寸・奥行22尺である。住戸平面は、玄関 (奥行4尺) を土間とし、その境を片引き障子戸で間仕切り台所 (奥行6尺) を設け、それと接続し8畳間とした。台所は板敷であり、流しと棚を設け、8畳間側には炉を切った。また、8畳間には1間の押入を備えた。なお、畳は用いず、「薄縁 (うすべり)」と呼ぶ「ござ」状の敷物を敷いていた。

〈二間取り〉〈二間取り・内便所付き〉

二間取りの鉱夫社宅の出現は、1920年（大正9年）であり、この平面は6畳と3畳の2室で、同様のものは翌年にも建設する。さらに、二間取りは、8畳と3畳のものを1922年（大正11年）から1927年（昭和2年）にかけて建てる。後者は、2畳分増えたことにより間口が3尺広くなっているが、基本平面は同じである。

鉱夫社宅の便所は、開鉱以来、棟単位で屋外に設け、共同形式のものであった。砂川鉱において内便所を設けたのは、1922年（大正11年）中町に建てた二間取り（8畳・3畳）が最初であった。これは、従来の二間取り（6畳・3畳）よりも2畳広い上に、半坪の便所（小便所と大便所）を備えるものであり、画期的な鉱夫社宅であった。しかし、この内便所は長続きせず、翌年の23年（大正12年）から25年（大正14年）に建設した全く同一の平面をもつ住宅は、共同屋外便所にもどっている。

4-3. 戦後体制期

〈一間取り（II期）〉

開鉱以来、鉱夫社宅の建築的な質は次第に向上してきたが、1928年（昭和3年）から建設の社宅は「二間取り」から「一間取り」に縮小した。昭和初期の世界的な不況が影響したのである。

1棟6戸建、1戸当り6.75坪の規模であり、平面は、8畳の居間に1間の押入を設け、出入口脇に板敷の台所を備えた。この住宅は、開鉱期の1914年（大正3年）建築のものより狭く、唯一の改善点は、物置を別棟で設けたことだけである。

〈一間取り（III期）〉

政局は満州事変（1931年（昭和6年））から日華事変（1937年（昭和12年））へ波及し、戦時体制の名のもとに政府は石炭鉱業連合会に対し、昭和12年度から16年度に至る増産五カ年計画を諮問した。

砂川鉱もこの増産計画のもと、人員募集と社宅の建設を行った。しかし、人員増に社宅建設が追いつかず、「仮社宅」と呼ばれる一間取りの鉱夫社宅を建設した。「構造大要」によると、「木造平家建 外部下見板 内部ベニヤ板張 屋根亜鉛引鉄板四ツ切市松葺錆色ペイント塗 建坪48坪」であった。1戸当りの面積は6坪、居間8畳に押入も備えず、開鉱以来最低のものであった。

さらに、戦時下の厳しい1939年（昭和14年）10月には、外国人強制労働者を収容するため、この「仮社宅」14棟を改築し、「親和寮」とした。

〈中2階建〉

この中2階建形式は、1937年（昭和12年）から3年間にわたって建てられたものであり、以前のものより質的

に向上した。

規模は、1棟4戸建、1戸当り12.6坪であり、それまでの鉱夫社宅として最大である。平面の特徴は、1階に居間（8畳に4尺5寸の押入付き）・台所・物置を設け、2階には床の間と2間の押入を備える6畳間を配した。なお、居間に窓を設け、二重建具（ガラス戸と障子戸）を入れた防寒用のものであった。この鉱夫社宅になって初めて床の間を設けた。便所は、共同外便所である。

4-4. 戦後期

〈RC造アパート〉

第2次大戦後の1947年（昭和22年）1月、石炭産業の復興を目的に「炭鉱労働者住宅建設用資材確保要領」および「臨時炭鉱労働者住宅等建設規則」が公布施行された。これにより、各地の炭鉱ではかつてない規模で炭鉱住宅の建設が行われた。

砂川鉱では、1948年（昭和23年）5月から1953年（昭和28年）1月にかけて駒が台に同鉱では初の鉄筋コンクリート造のアパートを建設した。『山の歩み五十年』によると、その総工事費は8億5千万円を投入している。また、1955年（昭和30年）からは本町に続々と鉄筋コンクリート造のアパートを建設し、戦後の従業員社宅は、RC造へと変貌を遂げる。しかし、戦前に建設の木造の鉱夫社宅も閉山まで、これらアパートと共存していた。

5. 北炭夕張炭鉱・鹿ノ谷地区職員社宅について

5-1. 鹿ノ谷地区の形成と性格

夕張市鹿ノ谷は、旧夕張駅（1990年（平成2年）閉鎖）より南西約3.5kmに位置する。この地区の発達は、1913年（大正2年）北炭北海道支店が岩見沢より移設することに起因する。この時、支店事務所のほかに、職員倶楽部や幹部職員社宅（新築11棟・移築10棟）を建設し、さらに、幹部職員とその家族のための診療所・派出所・テニスコート・上水道施設を設けた。周辺環境は、閑静な社宅街を形成し、北海道の炭鉱集落のなかでも極めて質の高いものとなった。

本研究では、職員社宅の形式ごとに、その建築的特徴を考察し、これら建築の全体像を明らかにした。その結果「第一号」社宅を最高基準にし、順次その建築形態・規模は縮小したものであった。西洋間を設けるものは「第一号」から「第三号」までの3棟に限られ、大正期の社宅に洋間を併設するものとして貴重な例といえる。

同職員社宅は、閉山（1987年（昭和62年））まで北炭の所有であり、閉山直後の調査では、改築も極めて少ないことが判明した。大正初期の職員社宅の形態が、現代まで継続使用されていたのである。しかし、近年ほとんど同社宅は取り壊された。

本研究の参考文献は、「重役往復書類（大正2年自1月

至6月)」と、「大正2年度契約書綴(庶務係)」に記載の「工事仕様書」・「工事契約書」・「工事見積書」である。これらは、現在北海道開拓記念館に所蔵される。

5-2. 鹿ノ谷職員社宅

〈鹿ノ谷第一号(鹿ノ谷倶楽部第二別館)〉

この住宅は、鹿ノ谷職員社宅を代表するものである。建築規模(面積71坪8合2勺)と工事請負金額(3,105円)において最大であり、その建築仕様も新築社宅のなかで質が高い。資料分析と実測調査から、「一号社宅」は現在の鹿ノ谷倶楽部本館東に接続する「第二別館」であることが判明した。

「工事仕様書」と「鹿ノ谷職員社宅平面図 No.1」に記載の内容は、ほぼ現在の第二別館と合致する。本家の規模(桁行6間4尺・梁間4.5間)や、西洋間に付随する和室を加えた広さは、創建時と同じである。

棟は南北に向け、中央に本家を配し、北側に西洋間、南側に台所を設け、南西側には2室の和室を接続する。この平面形態は、「二号社宅」の基本になったものである。二号平面は本平面を縮小し、さらに工事仕様も一号に準じて建築したものである。「第二号一戸建社宅新設工事仕様書」によると、「本建物ハ一号一戸建社宅ノ内本家及玄関付連続家台所物置等ニテ減坪ヲナシ随テ一部ノ変更ナシタルモノナレバ総テ一号一戸建社宅新設工事仕様書ヲ参照スルモノトス」とある。この一号社宅は最高位の職員社宅として建築し、他の社宅はこれに準拠して建築したことがわかる。

一号社宅の「工事仕様書」から、建築内容について明らかにする。屋根は、「五寸五分勾配ニシテ方形造り椽桁板葺」としたが、方形屋根は鹿ノ谷職員社宅の特徴といえる。のちに、屋根葺材は、亜鉛鉄板に変えている。外壁は、「下見板椽 幅六寸 厚三分 厚六分」を用い、「雨押へ椽 二寸五分 二寸(略)水返シ抉り出シ三寸五分勾配」とした。和室の内壁は、「上塗りハ薄鼠色漆喰ニシテ床マ十畳及十二畳半八畳間三間ハ鉄砂塗」とし、また、西洋間内壁は、「漆喰塗り下地木摺受 二寸 一寸五分一尺五寸間木摺子其他前天井漆喰全断」の本漆喰塗とした。なお、西洋間の出窓と上げ下げ窓の仕様については、

構造および外装・内装にわたり事細かに記載し、他の部分よりも注意を必要とする工事であったことが推察できる。

6. 今後の課題

本研究の調査に際し、北炭の社宅をはじめ施設の建築図面を関連会社の書庫より発見した。それらは、実施図面が主であり、本研究の範囲では整理・分析することができず、次回の課題として残った。住宅関係の図面が多数含まれ、それらを詳細に調べることにより、炭鉱住宅の実態と変遷がより鮮明になるものと推察できる。

主要炭鉱が閉山し、貴重な遺構が取り壊され、また資料も散逸する状況にある。そこで、資料の収集と並行してその保存方法についても早急に検討しなければならないと考える。

〈参考文献〉

- 1) 北炭の創設期からの社内資料(北海道開拓記念館蔵)のうち、本稿では、「幌内炭山建物登記書類」から「幌内炭山建物払下登記請求書〇」と、「大正2年度関係書類」の「重役往復書類(大正2年自1月至6月)」「大正2年度契約書綴(庶務係)」を参考にした。
- 2) 北海道庁多羅志郎『北海道礦山略記』1889年
- 3) 旭川市『旭川市史稿』1931年
- 4) 北炭(株)『北炭五十年史稿本』1938年
- 5) 北炭(株)『北炭五十年史』1939年
- 6) 三井鉱山(株)『三井礦山五十年史稿』1940年
- 7) 三井鉱山(株)『砂川礦業所沿革史』1940年
- 8) 木村誠一『上砂川市井史』1957年
- 9) 北炭(株)『七十年史・土木編(第一次稿本)』1958年
- 10) 北炭七十年史編纂室『北炭七十年史』1958年
- 11) 新夕張炭鉱労働組合『新夕張と共に』1963年
- 12) 三井鉱山(株)砂川鉱業所『山の歩み五十年』1965年
- 13) 砂川市史編纂委員会『砂川市史』1969年
- 14) 北海道『新北海道史(第三巻・四巻)』1971, 73年
- 15) 三笠市『三笠市史』1971年
- 16) 北海道開拓記念館『北海道開拓記念館報告7号「幌内炭鉱における生活と歴史」』1974年
- 17) 花村正義「炭鉱住宅の変遷過程について」日本建築学会中国・九州支部研究報告 1975年
- 18) 太田博太郎『床の間』1975年
- 19) 三菱鉱業セメント(株)『三菱礦業社史』1976年
- 20) 夕張市『夕張市史(下巻)』1981年
- 21) 北海道『北海道の開拓と建築』1987年
- 22) 本田昭四「炭鉱住宅に関する建築計画学的研究」1989年

〈研究組織〉

主査	駒木 定正	北海道職業訓練短期大学 校 教官
委員	小林 孝二	北海道開拓記念館 学芸員
	青木 隆夫	夕張市炭博物館 館長
協力	今野こず重	北海道職業訓練短期大学 校 学生
	山根 亮二	同 上

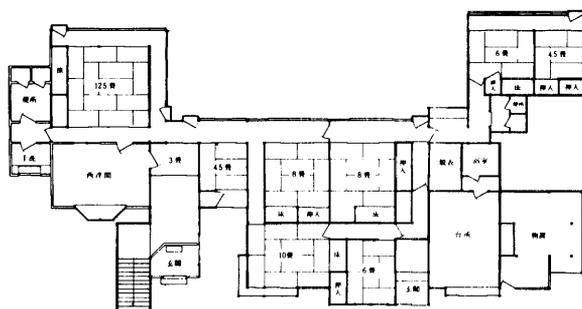


図-17 鹿ノ谷第一号平面図